

Client Alert

28 July 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
カウンセラー
03 6271 9541
Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com



末金 樹奈
アソシエイト
03 6271 9743
Juna.Suekane@bakermckenzie.com

個人情報保護委員会：令和3年度年次報告書を 発表

2022年6月、日本の個人情報保護の規制当局である個人情報保護委員会が令和3年度年次報告書（以下、「本報告書」）を発表した。本報告書は、2021年4月1日から2022年3月31日までの個人情報保護委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものとして作成されたものであり、個人情報保護委員会の動向を把握するための資料として、多くの事業者にとって有益な情報を提供するものと思われる。

改正個人情報保護法の施行に向けた取り組み

2021年度における個人情報保護委員会の活動の中でも、2022年4月1日から施行された改正個人情報保護法（以下、「本改正法」）の施行のための取り組みは特に重要な活動であったといえる。

本改正法は、個人データ越境移転、データ漏洩時の報告の義務化、個人関連情報の規制、仮名加工情報制度の導入などに関する新たなルールを導入し、事業者に対する実務的な影響を与える内容を含むものであった。

本改正法への対応に関して、個人情報保護委員会は、関連するガイドラインの改正を公表し、また、個人データの越境移転規制との関係で、日本国外の31の法域における個人情報の保護に関する制度と日本の個人情報保護法との間の差異に関する報告書等を公表するなどした。これらの資料は、本改正法への対応を進める事業者に対して具体的なガイダンスを与える重要な情報となっているといえる。

事業承継時等やECサイト運営における注意喚起

本報告書によれば、2021年度、個人情報保護委員会に報告された個人データの漏えい等事案は5846件にのぼる。その発生原因は、不正アクセスによる場合が増加傾向（24.4%、前年度は17.8%）であるが、大部分（54.9%）が書類やメールの誤送付や書類や電子媒体の紛失が占めていると報告されている。全世界的に不正アクセスによる個人データの漏えい等事案が増加傾向にありセキュリティ対策を徹底とともに個人情報の取り扱いには十分に注意が必要である。

特に、個人情報保護委員会では、事業承継時およびECサイト運営における個人データの取り扱い等の注意喚起をしている。

事業承継時等では、承継先事業者が本人に通知又は公表していた利用目的の範囲を超えて承継先事業者が個人データを利用する事案が指摘されている。一般に、個人情報保護法18条2項は「個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。」と明確に利用範囲外での使用を禁止している。

同法 27 条 5 項 2 号が「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」に当たる場合には、承継元事業者から承継先事業者への個人データの移転は第三者取得に当たらないとしているが、承継元事業者から承継先事業者への利用目的の範囲に変更しないことに注意が必要である。

EC サイト運営においては、不正アクセスが多発している状況が指摘されている。EC サイトではクレジットカード情報や決済手段を登録している場合が多く、不正アクセスによって漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護規則 7 条 3 号「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」に該当し、個人情報保護委員会への報告義務が発生する場合がある。個人情報保護委員会への報告が必要な重大な漏えい事案が生じないためにも十分な注意が必要である。

仮名加工情報・匿名加工情報

2022 年 4 月 1 日施行の改正個人情報保護法から創設された仮名加工情報制度について、個人情報保護委員会では、以前から公表していた事務局レポートを改訂し、新たに制度編と事例編を作成して、2022 年 3 月 30 日に公表した。改訂された事務局レポートでは、仮名加工情報の作成や利用に当たっての留意点及び利活用事例が新たに加筆されている。

匿名加工情報制度の利用は、ビッグデータとしての活用につながり、多くの事業者にとって広告、統計、マーケティング等のビジネスに有益である。

改正前の匿名加工情報制度について、本報告書によると、令和 4 年 3 月 31 日時点で 664 社の事業者が利活用していることを公表しているとの調査が公表されている。今後はより多くの事業者でも活用できることが見込まれる。

個人情報保護法に基づく監督等

本報告書によれば、2021 年度における個人情報保護委員会による個人情報の取り扱いに関する監督の処理状況は以下の通りである。

- 漏えい等事案に関する報告の受付：1042 件
- 報告徴収：328 件
- 指導及び助言：217 件
- 勧告：3 件
- 命令：1 件

このうち命令は、多数の破産者等の個人データをウェブサイトにおいて違法に提供している事業者に対して発出されたものである。当該事業者に対しては、命令に先立ち勧告が行われていたが、勧告事項に係る措置が講じられなかったことから、当該ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止すること等を内容とする命令が出されるに至った。

執行事例は数の点では限られているともいえるが、深刻な事案を中心に、確実に法執行を進めるという個人情報保護委員会の姿勢が見て取れるといえる。

事業者への影響

個人情報保護当局の所掌事務の処理状況や法執行に関する姿勢は法域ごとに大きく異なりうるところであり、すべてを逐次、確実に把握することは容易なことではない。個人情報保護委員会の公表する年次報告書は、年度ごとに日本の個人情報保護当局の活動を概観できる資料であり、今後も注視していくことが有益であるといえる。

また、本報告書で特に触れられている事項（本改正法への対応、事業承継時等やECサイト運営に関連する個人データの取り扱い）については、個人情報保護委員会としても重視しているといえ、事業者においてはそれらの事項については特に慎重な対応が望まれる。

なお、本報告書自体は本改正法やガイドライン等に関する実質的な内容に変更を加えるものではなく、本改正法の対応にあたっては、引き続き本改正法及び個人情報保護委員会の公表するガイドライン等の資料を参照する必要がある。